

# 部活動に係る活動方針

京都府立工業高等学校

## 1 目的

部活動の意義を踏まえ、学校教育の一環として教育課程との関連が図られることに留意するとともに、部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態を工夫し、活動内容及実施時間及び休養日を適切に設定することにより、生徒のバランスのとれた生活や成長につながることを目的とする。

### 部活動の意義

部活動は、学校教育活動の一環として、興味と関心を持つ同好の生徒が教員等の指導のもと、自主的・自発的に行い、より高い水準の技術や記録に挑戦したり、発表会等に参加し、活動を実践する中で、楽しさや喜びを味わい、学校生活に豊かさをもたらす意義を有している。  
また、同好の生徒の自主性を重んじて行われることで、生徒が互いに協力し合って友情を深めるなど、好ましい人間関係の形成に資するとともに、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ態度や豊かな人間性を育む基礎となるものである。

## 2 設置部活動

- (1) 体育部 陸上競技、卓球、バレーボール、ソフトテニス、バスケットボール、硬式野球、サッカー、アーチェリー、剣道（水泳）
- (2) 文化部 美術、写真、将棋
- (3) 技術部 機械、メカトロ、電気、電子工作、コンピュータ
- (4) 特別部 新聞、吹奏楽、放送

## 3 部活動検討委員会の設置

- (1) 部活動の運営や指導の在り方、各部活動の活動内容等について検討・共通理解することを目的として、学校内に部活動検討委員会を設置し、必要に応じて開催する。
- (2) 構成は、副校長、事務長、教務部長、生徒指導部長、企画推進部長、生徒指導部文化部担当者、保健体育科主任、保健部長、（各部顧問1）、その他校長が必要と認める者とする。

## 4 練習時間・休養日の設定

- (1) 活動時間
  - ア 平日は3時間程度（朝練習を含む。）とし、放課後の活動は18時30分迄の終了を目処とすること。
  - イ 土・日曜日及び祝日に実施する場合は4時間程度とすること。
  - ウ 長期休業中は、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずること。
  - エ 特別な理由により、平日の活動時間を延長する場合は、許可申請書を提出するとともに、保護者に連絡すること。その際、生徒の下校時の安全に配慮すること。
- (2) 休養日  
週当たり1日以上設定すること。  
※月当たり2回程度、土・日曜日に休養日を設定することが望ましい。
- (3) 定期考査前及び考査実施中  
原則として考査開始1週間前から考査終了まで活動を休止すること。  
なお、公式戦等の大会が間近に計画されている場合は、許可申請書を提出するとともに、保護者に連絡すること。その場合、考査の準備に極力影響が及ばないように活動を管理すること。

## 5 活動計画（年間・月間）の作成

- ア 年間・月間の計画表（統一様式）を作成すること。変更が生じた場合は、その都度修正すること。
- イ 年間・月間活動計画は、必ず管理職による事前の承認を受けること。

## 6 公表

「部活動に係る活動方針」はホームページで公表する。  
また、部活動が計画的で見通しを持った効果的な取組となるように、年間及び月間の活動計画は、部員及びその保護者に書面等で事前に示す。

## 7 部活動の組織、新設、休・廃部等

生徒会規約第4章第24条から第29条に定める。

## 8 その他

- (1) 医・科学の研究成果を積極的に習得し、指導において効果的に活用すること。
- (2) 成長期にある生徒のスポーツ障害・外傷やバーンアウト等を予防するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと。
- (3) 発達の個人差や女性特有の健康問題について、正しい知識を持ち指導に当たること。
- (4) 大会や発表会等での成果を重視するあまり、過重な練習を強いることなどがないようにすること。

## 9 附則

この方針は平成30年7月17日から施行する。